



平成28年分
青色申告決算・年末調整説明会

◆青色申告決算説明会

とき 11月22日(火)

午前10時～正午

対象 個人の青色申告者

※資料は当日、会場で配布

※青色申告決算書用紙は確定申告書用紙などに同封

◆年末調整事務説明会

とき 11月22日(火)

午後1時30分～3時30分

* * *

ところ 碧南市文化会館ホール

(碧南市源氏神明町4番地)

問合せ先

刈谷税務署 個人課税第一部門

☎21-62112

11月11日(金)～17日(木)は
税を考える週間

国税庁では、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、さまざまな情報を提供しています。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)や、ドラマ仕立ての動画や、イラストを交えながら税の役割をわかりやすく解説したり、マイナンバー制度についても紹介するなど税に関する情報を掲載します。

問合せ先

刈谷税務署

☎21-6211



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設け相談時間を延

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務づけられています。

このため、平成28年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整や確定申告を行うときに必要となるため、大切に保管してください。

また、10月1日～12月31日に今年はじめに国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付されます。

※家族の国民年金保険料を納付したときも本人の社会保険料控除に加えることができる場合がありますので、申告の際に確認してください。

問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
(一般固定電話の場合のみ市内通話料金)
※050で始まる電話の場合 ☎03-6630-2525

税務署から
相談窓口のお知らせ

○パソコンやスマートフォンなら

「タックスアンサー」と検索

○電話による相談は

刈谷税務署(☎21-6211)へ電話してください。自動音声案内により☑を選択すると「電話相談センター」につながります。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)